

平成 26 年度 第 1 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 26 年 6 月 5 日(木) 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：(委員) 日本大学法学部 藤村和夫教授 (委員長)
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授 (委員長代理)
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学大学院 藤原浩已教授

(NAA) 石指取締役、今田取締役、竹中執行役員(給油部長)、小澤執行役員(整備部長)、岡本調達部長、松村法務コンプライアンス部長、松枝調達部付、総務人事部、滑走路保全部、調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶(石指取締役)

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	一般競争契約に関し、平成 25 年度において、これまでと比べ平均落札率が高い理由は何か。	平成 25 年度上半期において、100 億円を超える工事を含む 3 件の建築工事が一般競争により契約されたが、東日本大震災の復興需要や民需の活性化等により建築需要が増加するとともに建築資材の高騰や技術者の不足等から、市場価格が上昇し、落札率が高くなったものと考えている。
2	今後の随意契約の方針について	基本的には、競争契約を原則としているものの、その者にしかできない場合とか、地元対策上止むを得ない場合等には随意契約を行っている。 しかしながら、基本的には競争性を高めたいと考えており、競争契約を増やすことを目標としている。

3	「競争に付しても申込者がいなかったとき」に随意契約になると思われるが、このようなケースは近年増えているのか。	競争に付しても申込者がいない等により不調となり、結果的に随意契約を行うケースは増加している。 不調と不調随契の件数については、24年度上半期には不調1件(うち不調随契1件)しかなかったものが、24年度下半期が9件(8件)、25年度上半期が11件(8件)、25年度下半期が10件(10件)となっている。
4	随意契約について、慣例的にそこに発注するのが当たり前という認識を排除して、常に競争ができないかを常に考えていただきたい。	特殊なノウハウが必要なところとそうでないところを分けて考えたり、できるだけ汎用性のある仕様を採用するなど、これからも競争原理を働かせることに取り組んでまいりたい。

3. 総合評価方式について

調達部、滑走路保全部、整備部及び給油事業部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- 貨物地区構内グリーンベルト修繕工事(H25)
- 入場車両管理カメラシステム整備工事
- 千葉港頭新1号バース整備工事(配管、計装)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	地域共生型案件について、地元企業であるか否かの項目を技術点という項目のひとつとして取り扱うことの妥当性について、どう考えているか。	地域共生型の評価項目は、国における総合評価項目の中に「地元の企業に対する評価」を参考にするなどして設定したものであり、その際、技術点の一部として取り扱ってきたものである。確かに、実際に技術的な観点での要素はないので、技術点の一部として取り扱うことは違和感があるかも知れない。
2	地域共生型の配点について過去の事例を分析して、地元の受注機会の増加に役立っているのかを考えてみてはいかがか。	これまでの地域共生型の事例を基に、検討してみたいと思う。
3	価格交渉のプロセスによって、第1回見積時点と最終見積時点とで、価格点の順位が逆転し、落札者が変わるケースが出る。 価格が下がったとしても、技術面で質が下がることはないと考えているのか。	応募条件において、求める最低の技術条件は付しておりその条件をクリアしていれば、最低の質の確保はできていると判断している。また、場合によっては、技術評価において足切り点を設定し更に絞込みを行っている。

4	<p>契約相手方の決定において、工事費だけではなく7年間の保守費も考慮して契約相手方を決定したとのことであるが、保守費の部分についても価格交渉を実施したのか。</p>	<p>保守費の部分については、評価項目に加え始めて2、3年であり、価格交渉は実施していないが、今後、検討する余地はあると思う。</p>
---	---	---

4. 低見積調査について

調達部、総務人事部、給油事業部より、以下2件の工事概要及び契約方式について説明

- 情報通信センタービル清掃業務(平成26年度)
- 千葉港頭新1号バース整備工事(配管、計装)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>低見積になった場合、価格交渉は行わないのか。</p>	<p>公募型の競争契約の場合、上位3社を決めて価格交渉を行なうが、本件の場合是一般競争入札であるので価格交渉は行っていない。</p> <p>なお、低見積価格調査は、最終的な見積額が低見積調査の基準額を下回った場合に実施するものであり、価格交渉を実施するか否かには関わりはない。</p>

5. 無効及び不調案件について

調達部及び整備部より、以下1件の工事概要及び契約方式について説明

- 1PTB南ウイングEDS更新工事(機械)その1

委員からの質問・意見	
1	<p>当初に算出した制限価格の見積が、市場価格に比べて大幅に安かったために、無効・不調となったのか。</p>

<p>国土交通省の積算基準等を基に、積算を行っているが、それ以上に職人不足や物価上昇が進行していたと考えている。</p> <p>国土交通省の積算基準等がすぐわれない場合には、見積もりを積極的に採用するなどをしていかなければならないと考えている。</p>
--

6. その他

次回委員会は、2014年11月7日(金)に開催する。

7. 全体を通しての意見

委員からの質問・意見

建設業界あるいは社会全体の状況が変わってきているので、これまでの経験では対応できない部分も出てくると思われるが、フレキシブルに対応していただきたい。

今回の審議の結果は、検討課題はあるものの、概ね是とすることとしたい。

8. 閉会の挨拶(松村部長)